

## 令和5年横瀬町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日(月) 午前10時から10時30分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長 5番 富田哲夫

会長職務代理者 2番 浅見明仕

農業委員 1番 武藤量司

3番 八木原智宏

4番 若林想一郎

6番 小泉茂樹

7番 町田幸広

8番 村越聡

9番 平沼邦夫

10番 千島孝夫

農地利用最適化推進委員 第1 平沼良一

第2 関口孝夫

4. 欠席委員(1名)

第3 石黒夢積

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 町田勝一

書記 小俣敏孝

渡部希生

## 7. 会議の概要

議 長 皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。  
います。

本日、会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第5回農業委員会を開会いたします。

なお、石黒夢積農地利用最適化推進委員から欠席の旨の通告がありましたので、皆様にご報告を申し上げます。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

3番、八木原智宏委員、4番、若林想一郎委員のご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてですが、これを議題といたします。

本日の議事は、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第10号につきまして、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 議案第10号について説明いたします。

議案第10号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は248平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり、町内在住の方です。

申請理由は自己用住宅であります。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。

申請地の場所は、この地図の中央にあります、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、中郷11区、横瀬町役場の北西約160メートルのところが申請地になります。

今申請は、申請人が相続により取得をして、以前より居住している自己用住宅のリフォームを計画し、手続きを進めようとしたところ、住宅敷地が農地であることが判明したために提出されたものであります。申請人の親が自身で取得した土地に住宅を建築したものを相続しており、当時の経緯が分かる書類等が存在しておりません。農地法についての知識が浅く、農地法の手続きが必要である認識もないまま相続したとのことですが、今回現状に即した状態に是正すべく、始末書を添付しての申請となっております。

農地区分は、申請地が駅、役場等から300メートル以内に存在することから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、6月19日午前9時頃、補助委員の平沼農業委員と現地確認を行いました。場所は、中郷11区、国道299号線の横瀬町役場前信号の北西60メートルぐらい、兔沢の対岸になります。現在住んでいる住宅の敷地が農地であることが判明したため、これを是正するための転用申請であります。

添付資料を確認すると、昭和35年頃に売買により土地を取得したとなっております。また、現在の住宅は昭和59年頃に建設したものとことです。転用の事実がないか事務局に確認したところ、昭和30年頃まで遡った台帳がなく、確認が取れないとのことでした。書類等がなく、経緯等の確認はできませんが、長い間住居として利用している状況を考えると、是正のための転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員 9 番、平沼委員、お願いします。

平沼委員 補助委員の平沼です。上程されました議案第10号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、6月19日午前9時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。当該申請地は、住宅で囲まれていて、東側には兎沢という状況です。相続により取得した住宅のリフォームを検討したところ、登記地目が農地と判明したための申請でございます。

先ほどの関口推進委員の説明にもありましたとおり、現状に至る経緯は不明でございますが、住宅に囲まれ、農地に与える影響はないと判断されるため、特に問題はないものと思われま。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時 9分

再 開 午前10時15分

議長 会議を再開いたします。

担当委員の所見を終了いたしました。

続きまして、質疑に移ります。

質疑がある方は挙手をもってお願い申し上げます。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第10号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、日程第4、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第11号につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第11号について説明いたします。

議案第11号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台

帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は570平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、秩父市所在の法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり、横瀬町在住の方です。

申請理由は残土置場の一時転用で、権利の種類は賃借権の設定となっております。

5 ページ目を御覧ください。案内図 2 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の左下にあります、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根地区上宇根センターの南約440メートルの町道 4 号線沿いに申請地がございます。

この農地について、賃借権の設定を行い、残土置場として一時転用したいとの申請でございます。

搬入する土砂につきましては、今年 3 月の農業委員会総会で審議していただき、4 月 18 日付で県から許可が出ております宇根 9 区、横瀬駅の南西約 270 メートルのところの自己用住宅の 5 条申請地から発生するものとのことです。この宅地の造成に伴い発生する残土を一時仮置きしたいとのことで、今回の申請地の地主と協議が整い、申請に至ったとのこととあります。

本申請地は、町道 4 号線に面しておりますが、道路境界に道路構造物である石積みが存在して段差ができております。建設課に確認したところ、所定の手続を行い、適正な方法によれば撤去は可能であり、本申請と併せて建設課と手続を進めているとのこととあります。

また、地主の意向としまして、今後の利用勝手を考えたときに、石積み撤去のままの状態でも置かせていただきたいという意向がありまして、秩父農林振興センターに事前に確認したところ、今回は一時転用ですので当然再度土砂を撤去しなければなのですが、その後石積みを撤去した状態でもよいということをするために、いわゆる農地改良の届出をこの申請に併せて農業委員会の方に出していただければ、最後、現況復帰したときには石垣がない状態でもよろしいだろうということと事前に秩父農林振興センターには確認を取っております。

今回の農地の区分につきましては、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。  
続きまして、担当委員の説明に移ります。  
担当委員、関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、6月20日午前9時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、宇根7区、町道4号線を進んで、公衆トイレがあるところの手前約70メートルの町道沿いになります。先ほどの事務局の説明にもありましたとおり、宅地造成に伴う残土の仮置場としての一時的転用であります。仮置きされる残土につきましては、農地転用による住宅建設に伴うもので、もともと農地であった場所の一般残土です。撤去後、当該農地に悪影響が発生するおそれはないと思われまので、計画どおり実施していただけるのであれば、一時転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。  
以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。  
補助委員3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第11号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、6月20日午前9時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、数年前まではブルーベリーの栽培が行われていましたが、ここ数年は作付がされず、管理地となっていました。周りの農地に土砂等が入らないようにしていただくのであれば、一時転用ですし、日照を遮ることもないと思われまので、特に問題ないと考えます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
以上で担当委員の所見を終了いたします。  
暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時23分

再 開 午後10時25分

議 長 それでは、会議を再開いたします。

担当委員の所見を終了いたしました。  
続きまして、質疑に移ります。  
質疑のある方は挙手をもってお願いします。

〔なし〕

議 長 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。上程中の議案第11号につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。  
よって、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔異議なし〕

議 長 異議なしと認めます。  
よって、そのように処理をさせていただきます。  
本日は審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午後10時30分)